

『北川原公園ごみ搬入路裁判に関する経過の報告及び違法性解消』

についての説明会（クリーンセンター地元5自治会エリア向け）

- 日時： 令和5年 5月 25日（木）19時00分～20時30分
場所： 三沢中学校 1階食堂
参加者： 対象住民 8名 その他5名 原告団代表5名 合計18名
日野市： 大坪市長、荻原副市長、総務部長、環境共生部長（兼クリーンセンター長）、
まちづくり部長、政策法務課長、緑と清流課長、ごみゼロ推進課長、施設課長、
都市計画課長、北川原公園ごみ搬入路調整担当主幹
配布資料： ①【資料】説明会用パワーポイント写し
②【資料】広報ひの「下水道特集」昭和53年11月12日号
③【資料】説明会対象範囲図
④【資料】（参考）3市の覚書

1 出席者紹介

2 あいさつ（市長及び原告団代表）

3 説 明

※市長より説明用のスライドに沿って説明（別添資料を参照願います）

4 質疑応答

【質問1】今回の対象区域について、落川上自治会エリアは程久保川南側が含まれていないが、その理由は？ 市民の分断を招いた反省をしていないのではないか？

（回答）クリーンセンターから500mの範囲内にある自治会を対象としている落川上自治会エリアは、自治会の範囲が南側に広がっていることから、当時の自治会長とも相談して程久保川北側のみを対象範囲としてきたこの対象範囲において、これまでクリーンセンターだよりを個別投函するなど対応してきた経緯があることから、今回もこの範囲を対象エリアとして説明会の対象範囲とした一つの自治会エリアで分断すべきではないとのご意見があることから、対象エリアについては再調整していく

【質問2】原告団との合意書の4項目にある国分寺市、小金井市2市への報告はどのようなになっているのか？

(回答) 国分寺市、小金井市の報告については、まずは両市の担当部長の方には原告団と日野市側から報告する機会をすでに設けている
今後は、国分寺市、小金井市それぞれの市長に対し、日野市長から直接依頼をしており、具体的な日程等の調整を行っている

【質問3】3市の覚書の9項の中で、「稼働後、適切な時期より、構成団体間で共同処理について再協議し、」とあるが、今後のごみ処理のあり方、共同処理、単独処理も含めて、住民参加、住民合意で検討を進めていくことが必要であると思うが、市長の考えは？

(回答) 3市の覚書では、3市の基本的な枠組みがそのままであれば、今後は、国分寺市小金井市のいずれかという話になっている
3市の住民がそれぞれごみの問題を共に考えるということが、そもそも共同処理を行うことである
単に押し付けあうだけでなく、いわゆるNIMBY (NOT IN MY BACK YARD) の話ではない発想で、3市住民で話し合っていく、その中で今後どうするのかという方向性が出てくれば一番良いと思っている

【質問4】3市の協議について、覚書には原告団と直接報告する機会を作るとなっているが、円卓を囲むような形式にして3市の市長と原告団、浅川清流環境組合できちんと忌憚ない意見交換をした方がよいのではないかとと思うが、その方法についての考えは？

(回答) 現時点では、両市の市長に原告団と私どもが直接報告できるよう働きかけており、まずはその場を設けていきたいと思っている

【質問5】今回の根本的な原因となったごみ処理のあり方に関して、将来、共同処理で行くのかあるいは自区内処理で行くのかという方向性については、住民投票のような形で、市民全体の合意が必要じゃないかと思っているが、市長の考えを聞きたい

(回答) 当然、将来、共同処理なのか単独処理なのかについては、市民のご意見を一番大事にし、そのうえで決めていくというのは、住民自治において当然ベストだと思っている

例えば、3市の中でごみに関する市民会議ができていますが、そこでの議論も活用し、真剣に市民を交えた議論をしていく必要があると考える

【質問6】今回の説明会では、この裁判を受けて、これから先、日野市のごみ行政をどの方法で進めていくか、何も説明していない。市長としての覚悟を聞きたい

(回答)平成26年1月の3市の合意では、当然次は国分寺市、小金井市のどちらかに施設を設けるということで我々は受け止め、その方向で話を進めており、一刻も早く決めていく努力をしていく

【質問7】現実に最高裁の判決が出て、もう半年以上違法状態が続いている。違法状態を何年続けるつもりなのか

(回答)確かに搬入路は違法ではあるが、搬入路を止めた場合に逆にごみを処理するという責任を果たすことが難しくなってくる
日野市のごみであっても周辺の道路を通すことについては、周辺住民から困るという要望を受けており、そういう意見を斟酌しながら違法性の解消をやっていかなければならない
そのためには、ごみの搬入はさせていただきながら、しかしあそこが違法でない形にするための方策を探っていく
搬入路を公園外に出す場合でも、周辺の生活道路を使うわけにはいかないので別のことを考えなければならない
そのために、今原告団の方とも話しをしながら進めている

【意見1】・3市の共同処理、広域化は、これまで単独処理での建て替えだったものを、突然市が勝手に決めた進めたこと

- ・「公園整備の実現」という市民の期待を市は裏切ってきた
- ・そもそも公園内に搬入路など出来ないのに、説明もせず強引に進めてきた
- ・本来は憲法に従って市民のために公共団体は存在し、そして住民のために行政を行うことになっているわけで、それを裏切るような形でやったということは絶対許せない、公園を守っていくことは大切
- ・最高裁が決めた2億5千万円は、搬入路を公園に戻すために必要
- ・市民は固定資産税や都市計画税を払っており、有効に使われなければならない、そういう仕組みで信頼性をもって市民も税金を負担している
- ・最高裁判決が出たら直ちに法を守る立場にある自治体として搬入路を撤去しなきゃいけない

- 【意見2】・今の違法状態をすぐにでもやめてもらいたいと、まずそこから始めてもらいたい ごみ搬入路は違う道路でやらなきゃいけない
- ・焼却炉建設の工事説明会において、土曜・日曜・祝日は休み、作業も朝は8時から夜も6時頃には終わるという説明だったが、実際は投光器をつけて夜間工事はする、早朝 7 時ごろから音を立てて作業をするなど、市が説明してきたことはウソばかりで全然守られない
 - ・ごみ焼却炉建設が前提にあって、市民の苦情は全く持って無視でうるさいと言っても聞かない 苦情で窓口に行っても、住所や電話番号を言わないと取り合ってくれない
 - ・今後の市政は、市民参加、市民の声を聴いてやってもらいたいし、今の通行路は即刻やめてもらいたい
- 【意見3】・裁判で原告が勝利したっていうことを聞いたとき、今のごみ行政、広域化でごみ処理をしていることを否定されたと思った
- ・国分寺市、小金井市の2市にこの裁判の内容を納得してもらい、ごみを自区内処理にしていけば良い
 - ・また、多摩地域の他の処理場はごみの受け入れが足りず困っており、2市はそこをお願いすれば日野市が受け入れる必要はなくなる
 - ・日々ごみ処理やごみ減量に努力してきた市民は不信感持つ
 - ・公園内を搬入車が通っていることを否定されたわけだから、即刻やめなきゃいけない
- 【意見4】・一番おかしいのは、市民との間では自区内処理っていう考え方で進んでいたものを、ある日突然広域化ってことで他市のごみを受け入れて、受け入れる枠は市民がいろいろ努力しながら減らしてきたところに押し込んでいる、こんな行政のやり方あり得るのか
- ・前市長は、建設における工事費の負担を減らすことやごみの焼却に見合った費用を取ること、地元住民対策費を取り何かの役に立てるといような経済性を重視し、ごみを減らすという市民の努力をそういう形ですり替えてきた
- 【意見5】・小金井市の方から、「小金井のごみを引き受けることはやめてください」と言われたことがあったが、要するに自治体は自分たちの自治体のごみ行政を市民とともにやっていくのは当たり前であり、そういう市民の権利を取らないでという内容であった
- ・2市の市民とともによく考えていただく、そういう方向で市長は断固として国分寺市、小金井市の2市の市長とごみ行政についてしっかり話し合っほしい